

別 表

【別表 1】脆弱性の評価結果

【別表 2】施策分野と 28 の「起きてはならない最悪の事態」の関係

【別表 3】秩父市国土強靱化地域計画事業一覧

【別表 1】 脆弱性の評価結果

1 被害の発生抑制により人命を保護する

目標	1被害の発生抑制により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	1-1地震による建築物の倒壊や火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
① 災害の発生により、市街地の各所で火災が発生する。火災発生場所周辺の建築物に閉じ込められた人などが避難できない状況となり、多くの死者・負傷者が発生する。 ② 不特定多数の人が利用する店舗などの施設や避難に配慮を要する人が利用する福祉施設などの施設、住宅などの建築物で耐震化が不十分なものが倒壊・傾斜し、建築物の安全性が損なわれる。また、建物内部の家具等が転倒・散乱する。この倒壊等により、多くの人が建築物や家具等の下敷きになり、多くの死者・負傷者が発生する。	
脆弱性の評価	
■住宅・建築物等の耐震化の促進について 【住宅・都市】 - 地震の被害を抑制するため、市内の住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率は、それぞれ77.3%（H30）、83.3%（H28）で、全国平均（同約82%（H25）、約85%（H25））と較べ遅れており、耐震化を早急に進める必要がある。 - 多くの市民が日常生活において利用する民間建築物について、耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。 ■庁舎等の防災拠点となる施設等の耐震化・維持管理等の推進について 【行政機能】【老朽化対策】 - 平成31年3月31日時点の防災拠点施設の耐震化率は、83.7%（H30）で全国平均（94.1%）を下回っている。特に、吉田総合支所及び社会福祉施設等の耐震化を進める必要がある。 - 避難所などの防災拠点となる公共施設について、耐震改修の終了していない施設の耐震化を促進する必要がある。 - 防災拠点におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備を促進する必要がある。 - 施設や設備の老朽化に伴う維持補修等については、各施設管理者において必要な取組を進めてきているが、市有施設の多くは、施設や設備の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化を推進するとともに、大規模な不具合が発生する前に計画的な維持管理・更新を行う必要がある。 - 不特定多数が集まる市有施設において、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していない施設については、早急に耐震改修をする必要がある。 - 保育所については、耐震化等の計画的な整備が必要である。 ■被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進について 【行政機能】 - 被害発生危険性の高い地域（洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、断層帯上）内に立地する防災拠点施設などの公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、対策を講じる必要がある。	

■避難所の指定、設備整備の促進について 【行政機能】

- ・避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や発電機の配備、防災行政無線など非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するためのバリアフリー化など施設整備を促進する必要がある。
- ・避難所におけるトイレの確保のため、マンホールトイレの整備を推進する必要がある。

■市営住宅の耐震化及び老朽化対策の促進について 【住宅・都市】【老朽化対策】

- ・市営住宅については、耐震化を進める必要がある。
- ・市営住宅の状況を的確に把握し、耐久性の向上等を図るため、計画的に修繕・改善を実施することにより、長寿命化を推進する必要がある。

■緊急輸送道路等の沿道の建築物の耐震化について 【住宅・都市】

- ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

■屋外広告物の落下防止対策の推進について 【住宅・都市】

- ・地震発生時に、屋外広告物の落下等による死傷者の発生を防止するため、屋外広告物の転倒及び落下等の防止対策を推進する必要がある。

■家具の転倒防止対策の推進について 【住宅・都市】

- ・近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅内におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。

■主要幹線路等の重要性の高い市道の整備・確保について 【交通・道路】【老朽化対策】

- ・救急救援活動や被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保や食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、また、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐために必要な主要幹線等の重要性の高い市道について、道路整備（拡幅等）を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装及びトンネル等道路附属物の長寿命化を推進する必要がある。
- ・救急救援活動等に必要な主要幹線路等の重要性の高い市道やその代替路、補完路等について、県と連携を図り整備を推進する必要がある。
- ・道路啓開作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等と連携体制を整備しておく必要がある。

■街路・都市施設の整備について 【住宅・都市】

- ・市街地における基幹道路である街路の整備を推進し、市街地部における防災機能を強化する必要がある。
- ・災害時における避難路や防火帯となる基幹道路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための施設等の整備を推進する必要がある。
- ・地震や強風による電柱倒壊で、緊急時の避難路及び救急搬送路となる基幹道路の遮断を防ぐため、電線共同溝等の整備を進め、無電柱化を推進する必要がある。

■空き家対策の推進について 【住宅・都市】

- ・空き家は、今後も増加することが予想され、空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き家も増加することが想定される。老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要がある。

■安全・安心な学校施設の整備と充実について 【教育】

- ・災害時に地域住民の避難所としての役割も担っている市立小中学校施設全体の耐震化率は100%であるが、今後、校舎等の大規模な改修と合わせて、トイレ及び空調設備の整備を行い、避難所としての機能強化を図る必要がある。

■都市公園・緑地の整備及び維持管理の推進について 【住宅・都市】【老朽化対策】

- ・市の都市公園の耐震化未完了の建築物等については、計画的な耐震化への取組が必要である。

■市街地の整備について 【住宅・都市】

- ・火災時の延焼を抑制するため、緑地の確保や良好な住環境の整備のほか、市街地整備を引き続き推進する必要がある。

■消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化について 【行政機能】

- ・災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防団施設を整備強化するとともに、消防団員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。
- ・消防団を中核とした地域防災力の充実強化及び自主防災組織の活動を活性化させる必要がある。
- ・大規模災害発生時の広範多岐にわたる消防活動を円滑に実施するため、消防団員の人員確保や車両及び装備資機材の整備を図る必要がある。
- ・住宅用火災警報器について、機器の取り替えの周知及び未設置住宅への設置促進を図る必要がある。また、地震後の通電火災発生防止対策を図る必要がある。

■地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】

- ・災害時の被害を抑制するためには、地域の人達が協力して助け合う共助の考えが重要であり、自主防災組織の一層の充実・強化を図る必要がある。
- ・地域における防災意識の向上のため、総合防災訓練、自主防災組織リーダー養成講座及び市ホームページなどで防災知識や自助・公助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、組織率が100%であるが、災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。
- ・市民が自ら自分や家族の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、ハザードマップ等の普及・活用等により、防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要がある。

■避難行動要支援者等への支援について 【保健医療・福祉】【地域づくり・リスクコミュニケーション】

- ・災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要がある。
- ・避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する必要がある。

■公共施設の計画的な老朽化対策の推進について 【行政機能】【老朽化対策】

- ・公共施設をより効果的・効率的に活用していくため、活用する施設については、秩父市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化等を進める必要がある。

■文化財の防災対策の推進について 【教育】

- ・文化財建造物は火災に弱く、耐震性が十分ではない可能性があることから、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備の強化を推進していく必要がある。

目標	1被害の発生抑制により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	1-2浸水・大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生による地盤の緩み等に伴い、がけ崩れ、地すべり、急傾斜地等の崩壊が発生する。これにより家屋等が押しつぶされ、死者・負傷者が発生する。また、土石が河川等へ流入し、土石流が発生し、さらに多くの家屋等を破壊し、多くの死者・負傷者が発生する。	
脆弱性の評価	
■治水対策の推進について 【国土保全・土地利用】 ・近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増している。このため、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要である。 ■総合的な内水浸水対策の推進について 【ライフライン】 ・ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、冠水実績箇所周辺等の側溝・水路の整備、アンダーパス排水設備の補修・更新及び安全対策施設整備を推進する必要がある。 ・浸水被害の縮小を図るため、雨水貯留・浸透施設の整備を進める必要がある。 ・施設、設備の老朽化の進んでいる下水道管渠について、秩父市下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築を実施することにより、施設管理の最適化・長寿命化を図る必要がある。 ・適切な維持管理の下、雨水排水機能の充実を図る必要がある。 ・内水ハザードマップの活用により浸水想定区域を周知し、被害の縮小と市民の自助意識・防災意識の向上を図る必要がある。 ・大雨で排水処理できない低い土地では、内水氾濫により床下・床上浸水が発生する。 ■土砂災害に対する警戒避難体制の整備について 【行政機能】 ・土砂災害ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。 ■洪水・土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定について 【行政機能】 ・洪水や土砂災害の発生が予想される際避難勧告等の発令基準について、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある。 ■洪水ハザードマップの作成について 【行政機能】 ・近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域や避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップを作成し、普及促進する必要がある。 ■タイムラインの運用について 【行政機能】 ・災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）を策定し運用することにより、被害の最小化を図る必要がある。	

- 地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲）
- 避難行動要支援者等への支援について 【保健医療・福祉】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲）

目標	1被害の発生抑制により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	1-3列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、列車、車両の転覆等が発生する。これにより、列車、車両の下敷きとなり、死者・負傷者が発生する。救助活動等に遅れが生じた場合、さらに多くの死者・負傷者が発生する。	
脆弱性の評価	
■鉄道施設の耐震化・防災対策の促進について 【交通・道路】 ・災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた整備を図る必要がある。 ・災害発生時、鉄道事業者においては鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間、代行バスを運行するなど、鉄道利用者の利便性を確保する必要がある。	

目標	1被害の発生抑制により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	1-4災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害時拠点施設の被災や情報通信の輻輳・途絶により災害情報の収集機能が低下する。これにより、災害対応に必要な情報が集められなくなり、避難指示等に遅れが発生する。テレビ、ラジオ等からの情報の正確性が低下する。市民に重要な情報が届かずに避難開始が遅れ、多くの要救助者・行方不明者が発生する。	
脆弱性の評価	
■市民等への情報伝達体制の強化について 【情報通信】 ・防災拠点施設の被災や情報通信の輻輳・途絶により、災害情報の収集機能が低下し、市民へ避難指示等の重要な情報が届かずに避難開始が遅れる可能性がある。 ・災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。 ・情報通信の麻痺に備えつつ、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう多様な媒体による伝達手段を確保する必要がある。 ■防災活動拠点等の強化について 【行政機能】 ・災害対策本部等が被災時に機能するように計画、訓練、見直し等を行っている。また、災害対策本部が設置される市役所本庁舎、吉田・大滝・荒川の各総合支所の防災体制を維持できるように、防災拠点となる公共施設の耐震化を進めるとともに、物的、人的資源の維持、強化を実施する必要がある。 ・地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進する必要がある。 ・地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める必要がある。 ・避難者の避難生活における安全を確保するとともに、避難生活に起因するストレスを抑制する必要がある。 ■防災訓練の充実について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】 ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、引き続き、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む必要がある。 ■地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲） ■避難行動要支援者等への支援について 【保健医療・福祉】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲）	

目標	1被害の発生抑制により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	1-5大雪による交通途絶により、多数の要救助者が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
大雪により、除雪作業が間に合わず、多くの地域が孤立状態となり多くの要救助者が発生する。加えて、道路交通の確保ができないことから、救助活動が遅延する。	
脆弱性の評価	
■道路の除雪体制の強化について 【交通・道路】 ・市民生活の安心・安全と経済活動の確保を図るため、「秩父市道路除雪計画」に基づき積雪深10cm以上となった場合は、主要幹線道路を中心に効率的な除雪を適切に実施している。また、凍結防止剤の散布により路面凍結対策を実施している。 ・各道路管理者（県、市）は、豪雪等の異常気象時に備え、通行止めにより除雪を実施する箇所や雪置き場の確認などの情報共有を行い、相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪作業を請け負う事業者との連携等の総合的な対策が必要となる。 ■孤立集落アクセスルートの確保について 【交通・道路】 ・被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事を推進する必要がある。 ■豪雪災害時の災害救助法の適用について 【行政機能】 ・豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る必要がある。 ■孤立地域の消防防災ヘリ等の活用について 【行政機能】 ・孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。市には、9か所のヘリポートがあるが、災害時に活用できるよう整備しておく必要がある。 ・緊急を要する事案については、災害の状況に応じて、消防、警察、自衛隊等のヘリコプターによる救助を要請し、対応する必要がある。	

2 救助・救援・医療活動により人命を保護する

目標	2救助・救援・医療活動により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	2-1救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
発生する事態の具体的状況の例	
避難開始の遅れ等により多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索活動が大量に発生する。加えて、被災した消防施設の復旧や火災の消火活動に人員を割くことが必要となる。救助・捜索活動を行う人員が不足し、救助・捜索活動が遅延する。	
脆弱性の評価	
■相互応援・協力体制の強化について 【行政機能】 ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携及び応援を受ける際の受援体制の整備を進める必要がある。 ・大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。 ■自衛隊との連携強化について 【行政機能】 ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。 ■警察との連携強化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】 ・災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、平常時から警察と情報交換などを行い、連携強化を図る必要がある。 ■消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化について 【行政機能】（再掲） ■地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲） ■避難行動要支援者等への支援について 【保健医療・福祉】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲） ■市民等への情報伝達体制の強化について 【情報通信】（再掲）	

目標	2救助・救援・医療活動により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	2-2医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
発生する事態の具体的状況の例	
医療機関自身の被災により医療活動に必要な資源を喪失し、入院患者の診療確保に精一杯となり、地域の患者に医療を提供することができなくなる。患者搬送手段の不足等により、入院患者を被害の少ない医療機関に転院させることができなくなる。また、医薬品・衛生材料の喪失、下水道の使用不能により、医療機関内部の衛生状態が悪化し、感染症発生の危険性が高まる。これに加え、火災等による負傷者が大量発生し、被災医療機関に治療を求めて集まってくる。	
脆弱性の評価	
■救急医療体制の充実・強化について 【保健医療・福祉】 ・災害時に医療機能を維持するため、平時から医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る必要がある。 ■災害時の医療支援体制の構築について 【保健医療・福祉】 ・市では、災害時において関係機関と連携して迅速かつ的確な医療救護活動（医療救護班の派遣など）を図るため、秩父郡市医師会、秩父郡市歯科医師会及び秩父郡市薬剤師会と協定を締結しているほか、秩父郡市医師会、秩父消防本部、秩父市地域医療対策課、秩父市危機管理課、秩父市立病院、埼玉DMAT、埼玉県秩父保健所、埼玉医科大学総合医療センター、県医療整備課等を構成員として、秩父地域災害時医療従事者研修会を実施し、医療救護活動の実施に関する課題の整理と対策の検討を行っている。 ・引き続き関係機関との連携体制を継続しながら、必要に応じてその強化・充実を図るとともに、常に県の医療支援体制と整合が図られるよう市の医療支援体制の不断の見直しを行う必要がある。 ■民間事業所等との連携強化について 【保健医療・福祉】 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。 ・災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る必要がある ■災害派遣福祉チーム（DWA T）による支援の促進について 【保健医療・福祉】 ・災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援を行うため、県や関係機関との連携によりDWA Tの取組みを促進する必要がある。	

目標	2救助・救急・医療活動により人命を保護する
起きてはならない最悪の事態	2-3ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
発生する事態の具体的状況の例	
被災によりエネルギーを供給する電気・都市ガスが停止する。上下水道施設が破損し、水道水の供給や下水道が処理できない状態となる。エネルギーと水を利用して、食品や食器などの衛生確保に必要な物品の高温での殺菌ができなくなる。家屋の倒壊等により災害廃棄物の発生に伴い、有害物質を含粉塵の飛散が継続する。この状態が続くことにより、感染症の大規模発生の可能性が高まる程度まで地域の衛生状態が悪化する。	
脆弱性の評価	
■下水道施設等の耐震化等の推進について 【ライフライン】【老朽化対策】 ・地震発生時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進し、老朽化している施設の長寿命化を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図る必要がある。 ・緊急輸送道路下に埋設したマンホールの浮上防止対策や污水管渠の耐震化など、下水道施設の耐震化を進める必要がある。 ■農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進について 【ライフライン】【老朽化対策】 ・汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンの維持管理に努めるとともに、機能診断を実施し適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する必要がある。 ■感染症予防対策の推進について 【保健医療・福祉】 ・災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平時から定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。 ・避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が有効であり、さらに、間仕切りテント等を配備するなど、生活空間の衛生を確保する必要がある。 ・災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道等の道路管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う必要がある。	

3 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

目標	3交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	3-1沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
発生する事態の具体的状況の例	
① 地震、竜巻の発生により、沿線・沿道の建築物の倒壊・破損が発生し、倒壊した建築物等により道路、線路が閉塞する。 ② 大雪の発生により、道路上、線路上に大量の雪が積もり、除雪できない状態となり、道路、線路が閉塞する。	
脆弱性の評価	
■道路施設の老朽化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】 ・救急救援活動に必要な主要幹線等の重要性の高い市道や孤立集落への路線等について、被災時の避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、道路施設の老朽化対策を推進する必要がある。 ・道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊などの要対策箇所について、計画的な整備を行う必要がある。 ・橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の個別施設計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。	
■住宅・建築物等の耐震化の促進について 【住宅・都市】（再掲）	
■緊急輸送道路等の沿道の建築物の耐震化について 【住宅・都市】（再掲）	
■主要幹線等の重要性の高い市道の整備・確保について 【交通・道路】【老朽化対策】（再掲）	
■街路・都市施設の整備について 【住宅・都市】（再掲）	
■鉄道施設の耐震化・防災対策の促進について 【交通・道路】（再掲）	
■道路の除雪体制の強化について 【交通・道路】（再掲）	

目標	3交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	3-2信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
① 地震の発生により停電し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機はすべて滅灯する。無秩序に走行する車等により多重衝突事故の発生や沿道に放置された車両により、道路が通行できない状態が発生する。 ② 洪水により河川区域から流出した水により道路が水没し、道路の走行ができない事態が発生する。	
脆弱性の評価	
■警察との連携強化について 【行政機能】【臆ぐらしコミュニケーション】（再掲）	

目標	3交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	3-3旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、高速道路等が通行止めとなる。鉄道は、安全確認のため、全面的に運行を停止する。鉄道・道路施設の大規模損壊、冠水、瓦礫による閉塞が発生した区間については、通行・運行の再開のめどが立たず、旅客が輸送できない事態が長期化する。	
脆弱性の評価	
■路線バス等地域公共交通の確保について 【交通・道路】 ・災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者等との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を迅速に行うなど、災害状況に応じた地域公共交通の確保を図る必要がある。	
■農道施設の長寿命化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】 ・農道として管理している農道橋について、引き続き定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。	
■林道施設の長寿命化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】 ・林道橋梁の定期的な点検を実施し、施設の健全性を確認するとともに、損傷が確認された施設について、点検結果に基づき、老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。	
■災害に強い路網整備の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】 ・災害時の避難や救援等に備えた森林管理道の整備や林道施設の長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。	
■主要幹線等の重要性の高い市道の整備・確保について【交通・道路】【老朽化対策】（再掲）	
■街路・都市施設の整備について 【住宅・都市】（再掲）	
■鉄道施設の耐震化・防災対策の促進について 【交通・道路】（再掲）	
■道路施設の老朽化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】（再掲）	

目標	3交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	3-4孤立集落が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
鉄道・道路施設が被害を受け、通行・運行の再開ができず、旅客・物資が輸送できない事態が発生し、他の集落への移動、集落内への物資の輸送ができなくなり、集落が孤立する。情報通信の途絶により集落外と連絡も取れない状態となる。	
脆弱性の評価	
■孤立危険性のある集落との通信手段の確保について 【情報通信】 ・災害時に孤立の危険性のある集落については、電話不通時の通信手段として、衛星携帯電話等を配備する必要がある。また、災害発生に確実に通信できるよう定期的な実践訓練を行う必要がある。 ■森林の公益的機能の維持・増進について 【農業・林業】 ・森林が持つ多面的機能を維持するため、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る必要がある。 ■地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲） ■孤立集落アクセスルートの確保について 【交通・道路】（再掲） ■道路施設の老朽化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】（再掲） ■農道施設の長寿命化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】（再掲） ■林道施設の長寿命化対策の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】（再掲） ■災害に強い路網整備の推進について 【交通・道路】【老朽化対策】（再掲）	

目標	3交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	3-5情報通信が輻輳・途絶し、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、停電し、電話交換局や基地局に電気が供給されず、地区単位で情報通信が利用できなくなる。道路の沿道の電柱の倒壊により、電話線が断絶し、基地局までの通信もできなくなる。この状況の中、家族の安否確認などの通信需要が増加し、通信要求過多となり通信が成立しにくくなる。	
脆弱性の評価	
■避難行動要支援者等への支援について 【保健医療・福祉】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲） ■市民等への情報伝達体制の強化について 【情報通信】（再掲） ■防災活動拠点等の強化について 【行政機能】（再掲）	

4 必要不可欠な行政機能を確保する

目標	4必要不可欠な行政機能を確保する
起きてはならない最悪の事態	4-1市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
市職員に死傷者が発生し、業務を継続できず、行政機能が低下する。負傷者等の受入れ先確保を進める中で、被災病院入院患者の転送先の確保も必要となる。建築物等の倒壊等により道路・線路が閉塞し、職員が帰庁できず、また、物資運搬に遅延が生じる。ライフラインの途絶などにより衛生状態を確保できない状態となる。このような状態が複合的に発生し、応急対応のための行政需要が大量に発生する。	
脆弱性の評価	
■業務継続に必要な体制の整備について 【行政機能】 ・地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「秩父市業務継続計画（電力途絶編）」を策定（平成24年9月）したところであり、当該計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進めていく必要がある。	
■市職員に対する防災教育の実施について 【行政機能】 ・災害時に市職員が迅速かつ的確に対応できるよう、防災教育の徹底を図る必要がある。	
■ICT部門における業務継続体制の整備について 【情報通信】 ・職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上の時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念される。 ・本庁舎・歴史文化伝承館が免震構造でないことから、サーバラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがある。 ※サーバラックは免震構造になっている。	
■緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保について 【行政機能】 ・災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体との協定締結を進め、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。 ・災害時の燃料等備蓄場所として、消防本部に申請し本庁・支所管内で仮貯蔵等場所を指定しておく必要がある。	
■学校の災害対応力の向上について 【教育】 ・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努めている。各学校において地域の関係機関との連携を推進している。 ・小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努めている。	
■防災活動拠点等の強化について 【行政機能】（再掲）	
■相互応援・協力体制の強化について 【行政機能】（再掲）	

5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

目標	5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
起きてはならない最悪の事態	5-1食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
発生する事態の具体的状況の例	
道路・鉄道の施設が被災し、通行・運行の再開のめどが立たない区間が発生し、物資の輸送が出来ない状態になる。自宅に帰ることのできない人が発生し、避難所などがあふれる。 食料などの備蓄品が底をつくが、物資が届かず、食料や日用品など生活に必要な物資が不足する。移動・輸送のための燃料も不足する。	
脆弱性の評価	
■物資の供給体制について 【行政機能】 ・災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食料及び生活必需品などを備蓄する必要がある。 ・市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。 ・家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。 ■支援物資の供給等に係る連携体制の整備について 【行政機能】 ・災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。 ・大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点、救援物資の集積拠点及び輸送の中継拠点などの機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。 ・災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。 ■災害時における生鮮食料品の安定供給について 【農業・林業】 ・公設地方卸売市場について、「全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定」に基づき、他市場などと連携を図るとともに、老朽化対策を講じる必要がある。 ■主要幹線等の重要性の高い市道の整備・確保について【交通・道路】【老朽化対策】（再掲） ■相互応援・協力体制の強化について 【行政機能】（再掲） ■緊急車両、災害拠点施設に供給する燃料の確保について 【行政機能】（再掲）	

目標	5生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
起きてはならない最悪の事態	5-2電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
発生する事態の具体的状況の例	
① 災害により、発電所・送配電設備が被害を受け、発電・送配電を停止し、多くの施設・家屋で停電が発生する。 ② 災害により、都市ガス、L P ガスを供給する施設が被害を受け、ガスが供給できなくなる。	
脆弱性の評価	
■電力・ガス等のエネルギー供給・復旧体制の強化について 【エネルギー】 ・災害時に電力・ガス等の供給を維持するため、施設の耐震化を促進するとともに、事業者との連携を図る必要がある。 ・東京電力パワーグリッド(株)等が実施する応急・復旧活動の展開拠点を確保する必要がある。	
■大規模停電発生時の対応について 【エネルギー】 ・大規模な停電が発生した場合は、早期に被害情報を収集するとともに、東京電力パワーグリッド(株)が行う停電復旧のため、大型車が進入可能な広さの資器材・車両置場の確保及び市道及び林道の倒木の除去等について、道路啓開を実施する必要がある。 なお、本庁舎は72時間、歴史文化伝承館は2.5時間、市立病院は6.5時間稼働する非常電源設備を、各総合支所及び指定避難所には8.5時間稼働する発動発電機を備えている。	

目標	5生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
起きてはならない最悪の事態	5-3取水停止等により、給水停止が長期化する事態
発生する事態の具体的状況の例	
① 災害の発生により、有害物質が河川に流出し、長期にわたって浄水場の取水ができなくなる。 ② 災害の発生により、水道施設や電力供給系統が損傷し、水処理機能や送水機能を喪失し、長期にわたって送水できなくなる。	
脆弱性の評価	
■上水道施設の耐震化について 【ライフライン】【老朽化対策】 ・災害時に上水道の機能を維持するため、配水池や基幹管路等の耐震化を進めるとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化を進める必要がある。 ・水道施設の耐震化率（H30）は、基幹管路が20.8%、配水池が21.3%、と全国平均の40.3%、56.9%と比較して、全国平均を下回っているため、耐震化を着実に進める必要がある。 ■業務継続体制の整備（上水道）について 【ライフライン】 ・被災により、人員や物資、情報、ライフライン等に制約がある状況下において、迅速な復旧・復興を行うため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の対応手順等を予め定める必要がある。 ■断水時の対応について 【ライフライン】 ・断水時においても市民が水を利用できるよう、水道の代替施設の更新整備、拡充を図る必要がある。 ・災害時に十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る必要がある。 ■応急給水体制及び配水ブロック等の整備について 【ライフライン】 ・災害発生時の飲料水確保のため、災害用貯水槽などの整備とあわせ、速やかな応急給水体制の強化を図る必要がある。 ・災害による被害の影響を局所化し、迅速な応急復旧を図るため、水道施設情報システム（水道局システム）を用いて判断する必要がある。 ■農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進について 【農業・林業】【老朽化対策】 ・基幹的な農業水利施設（パイプライン・揚水機場等）について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。	

目標	5生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
起きてはならない最悪の事態	5-4汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、処理施設が破損し、下水の処理・放流ができなくなる。市街地では、液状化によるマンホール・下水道管の浮上などにより下水道管が破損し下水を流すことができなくなる。 下水道施設の破損や電気の供給停止により、下水を下水処理施設に流せない事態が続き、市街地に汚水が滞留する。	
脆弱性の評価	
■業務継続計画の推進（下水道）について 【ライフライン】 - 大規模地震の発生時において、下水道が果たすべき機能の確保と迅速な対応を図るため、下水道BCPに基づく災害対応訓練を実施する必要がある。 ■合併処理浄化槽への転換促進について 【ライフライン】 - 災害による各戸の排水処理の停滞と公衆衛生の悪化を未然に防ぐため、単独処理浄化槽及び汲取り便槽から、耐震性と水処理能力に優れた合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。 ■下水道施設等の耐震化の推進について 【ライフライン】【老朽化対策】（再掲） ■農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進について 【ライフライン】【老朽化対策】（再掲）	

目標	5生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
起きてはならない最悪の事態	5-5地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、多数の死者・負傷者や帰宅困難者が発生し、地域に在るべき人材がいない状態になり、地域活動の担い手が不足する。電気などのエネルギーの供給や上下水道が停止し、生活に必要な機能が低下し、衛生状態も悪化する。 地域活動の担い手が不足し、避難所等の生活環境が維持できず、生活環境が悪化する。	
脆弱性の評価	
■災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備について 【行政機能】 NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組を促進する必要がある。 ■地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域リスクコミュニケーション】（再掲） ■感染症予防対策の推進について 【保健医療・福祉】（再掲）	

6 経済活動の機能を維持する

目標	6経済活動の機能を維持する
起きてはならない最悪の事態	6-1農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
発生する事態の具体的状況の例	
① 災害の発生により、農地が流出・冠水により破損し、ため池等の農業基盤施設の損壊、パイプハウス等の農業用施設が損壊する。発生時に生育していた農作物が収穫できなくなる。農業用施設の損壊等により生産が継続できなくなり、農業生産力が大幅に低下する。 ② 災害の発生により、生産設備が破損し、操業が停止する。設備が破損しなかった工場においても、材料が届かず営業を再開できない状況が継続する。営業が再開できる状態となっても、道路網の寸断や旅客の輸送停止により、従業員が通勤に時間を要するため、短時間の操業・営業となり、生産力が大幅に低下する。	
脆弱性の評価	
■農業生産基盤の整備について 【農業・林業】 ・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。 ■平常時からの産業の振興及び企業誘致について 【産業】 ・企業の操業前後のフォローアップを行い、地域内企業への支援による産業振興と本市への企業立地を促進する必要がある。 ■企業の事業継続体制の強化について 【産業】 ・災害時に企業活動を維持するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。 ■職業と家庭の両立支援について 【保健医療・福祉】 ・災害時においても市民の仕事と家庭の両立を図り、企業活動を維持するため、平時から保育サービスの充実を図る必要がある。 ■災害時の情報発信体制の構築について 【産業】 ・災害時の農林水産物の風評被害を防止するため、正確な被害情報の収集方法や効果的な情報発信方法、関係団体・関係機関との連携について検討する必要がある。	

7 二次災害を発生させない

目標	7二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-1消防力の低下等により、大規模炎焼が発生する事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、消防施設も被災し、消防が機能不全となり、市街地の各所で火災が発生する。道路の閉塞により、消防車両の現場への到着に時間を要する状態となる。 現場に到着しても、上水道の断水等のため十分な消火活動ができない。このような状況の中、大規模延焼が発生する可能性が高まる。	
脆弱性の評価	
■街路・都市施設の整備について 【住宅・都市】（再掲） ■空き家対策の推進について 【住宅・都市】（再掲） ■市街地の整備について 【住宅・都市】（再掲） ■消防団員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化について【行政機能】（再掲） ■地域防災力の強化と活性化について 【行政機能】【地域づくり・リスクコミュニケーション】（再掲）	

目標	7二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-2ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
発生する事態の具体的状況の例	
地震により、農業ため池の施設が損壊することにより、農業ため池の水の流出を抑制する機能が大幅に低下し、二次災害の可能性が高まる。	
脆弱性の評価	
■ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進について 【農業・林業】 ・ため池の決壊による被害を未然に防止するため、実施した防災重点ため池の点検・耐震診断結果に基づき、補強の必要なため池については順次整備を行う必要がある。併せて、防災重点ため池については、作成した「ため池ハザードマップ」を公表し、住民の避難体制を整備する必要がある。 ■土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備について 【行政機能】 ・豪雨や巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成され、決壊による二次災害の発生が懸念される場合に、県等から発表される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制を整備する必要がある。	

目標	7二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態	7-3危険物・有害物質等が流出する事態
発生する事態の具体的状況の例	
工場や事業者等の危険物・有害物質の貯蔵施設が損壊し、危険物・有害物質が流出する。流出により二次災害の可能性が高まる。	
脆弱性の評価	
■有害物質の拡散・流出防止対策の推進について 【環境】 ・有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。 ■危険物施設の耐震化の促進について 【環境】 ・災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。 ■有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施について 【環境】 ・化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出における対処能力の向上を図る必要がある。	

8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

目標	8大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
起きてはならない最悪の事態	8-1大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
発生する事態の具体的状況の例	
建築物の倒壊や流出等により災害廃棄物が大量に発生する。農林業施設や産業施設が損壊し、廃棄物が大量に発生する。発生した廃棄物の処理が追い付かない状態となる。一時的に保管する仮置き場の設置が間に合わず、廃棄物があふれる状態となる。	
脆弱性の評価	
■災害時の災害廃棄物処理体制の整備について 【環境】 ・災害時に大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが求められるため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。 ■住宅・建築物等の耐震化の促進について 【住宅・都市】（再掲） ■街路・都市施設の整備について 【住宅・都市】（再掲） ■空き家対策の推進について 【住宅・都市】（再掲）	

目標	8大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
起きてはならない最悪の事態	8-2市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、県内の基盤インフラに想定以上の負荷がかかり、基盤インフラが崩壊する。一方、災害による負荷は想定内であった一部の基盤インフラも、老朽化やメンテナンス不足で崩壊する。他のインフラ等の復旧を行うために、基盤インフラの復旧を先行することが必要となり、復旧・復興が遅れる。	
脆弱性の評価	
■主要幹線等の重要性の高い市道の整備・確保について 【交通・道路】 【老朽化対策】（再掲） ■鉄道施設の耐震化・防災対策の促進について 【交通・道路】（再掲） ■ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進について 【農業・林業】（再掲）	

目標	8大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
起きてはならない最悪の事態	8-3土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、インフラ等が損壊、崩壊し、平常時の利用区画の範囲外にも、がれき等が散乱する。復旧のため、がれき等が農地などの空間に移され、土地利用が混乱する。 この混乱の中、土地の境界情報も消失する。土地利用・土地境界の混乱により、復興の計画を決めることができず、復興事業に着手できない状態となる。	
脆弱性の評価	
■迅速な復興に資する地籍調査の推進について 【国土保全・土地利用】 ・土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、国が定める第7次国土調査事業十箇年計画にもとづき着実に調査を進める必要がある。 ■住宅・建築物等の耐震化の促進について 【住宅・都市】(再掲) ■街路・都市施設の整備について 【住宅・都市】(再掲) ■空き家対策の推進について 【住宅・都市】(再掲) ■ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進について 【農業・林業】(再掲)	

目標	8大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
起きてはならない最悪の事態	8-4耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
発生する事態の具体的状況の例	
山間部の大規模崩壊等により、農地や山林が大きな被害を受け、荒廃する。降雨等により表土の流出、浸食が進行し、新たな崩壊を引き起こす。 農地・農業用施設の被災や土地利用の混乱、経済活動の停滞により、営農の継続が困難となる農家が多数発生し、耕作放棄地が増え、農地の荒廃が進展する。	
脆弱性の評価	
■農地・農業用施設等の保全管理の推進について 【農業・林業】 ・災害による地域コミュニティの脆弱化に起因する農地等の荒廃を防止するため、平時から地域等による農地・農業用施設等の適切な保全管理を促進する必要がある。 ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。 ・野生鳥獣による農作物被害が拡大することで、耕作放棄地の増加や集落機能の低下がされることから、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組を推進する必要がある。 ■災害に強い路網整備の推進について 【交通・道路】(再掲) ■森林の公益的機能の維持・増進について 【農業・林業】(再掲)	

目標	8大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
起きてはならない最悪の事態	8-5労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
発生する事態の具体的状況の例	
災害の発生により、多数の死者・負傷者が発生し、復旧を担う人材を失う。避難所等の生活環境の悪化等により県外へ広域避難することとなり、さらに人材が流出し、地域の労働力が減少する。これにより、必要な復旧工事の実施に時間を要し、工事の進捗が大幅に遅れる。	
脆弱性の評価	
■建設関係団体との連携強化について 【交通・道路】【地域づくり・リスクコミュニケーション】 ・各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、連携強化を図る必要がある。 ■復旧・復興を担う人材の育成について 【交通・道路】【地域づくり・リスクコミュニケーション】 ・道路啓開等の復旧・復興を担う人材（市技術系職員及び専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組を行う必要がある。 ・災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。	

【別表２】 施策分野と28の「起きてはならない最悪の事態」の関係

【別表2】 施策分野と28の「起きてはならない最悪の事態」の関係		施策分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
			行政機能	住宅・都市	保険医療・福祉	エネルギー	情報通信	産業	交通・道路	農業・林業	環境	国土保全・土地利用	ライフライン	教育
「起きてはならない最悪の事態」		主に関係する部局（略称）												
1-1	地震による建築物の倒壊や火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	総務、財務、福祉、地整、吉田、大滝、荒川、教育		○	○	○				○				○
1-2	浸水・大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	総務、環境、福祉、地整		○		○						○	○	
1-3	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	総務、市民							○					
1-4	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	総務、福祉、吉田、大滝、荒川		○		○		○						
1-5	大雪による交通途絶により、多数の要救助者が発生する事態	市長、総務、地整、吉田、大滝、荒川		○					○					
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	総務、福祉		○		○		○						
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	保医、病院				○								
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	環境、保医				○							○	
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	市民、地整、吉田、大滝、荒川			○				○					
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	総務、市民		○										
3-3	旅客及び物資の輸送が長期間停止する事態	環境、市民、地整、吉田、大滝、荒川			○				○					
3-4	孤立集落が発生する事態	総務、環境、地整、教育、吉田、大滝、荒川		○				○		○	○			
3-5	情報通信が輻輳・途絶し、情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	総務、福祉、吉田、大滝、荒川		○		○		○						
4-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	総務、吉田、大滝、荒川、教育		○				○						○
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	総務、産観、地整、吉田、大滝、荒川		○					○	○				
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	総務、環境					○							
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	環境、産観								○			○	
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	環境											○	
5-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	総務、福祉、保医、教育		○		○								
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	福祉、産観				○			○		○			
7-1	消防力低下等により、大規模延焼が発生する事態	総務、地整、教育、吉田、大滝、荒川		○	○									
7-2	ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生する事態	総務、産観		○						○				
7-3	危険物・有害物質等が流出する事態	環境									○			
8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	総務、環境、地整			○						○			
8-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	市民、地整、吉田、大滝、荒川								○	○			
8-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	総務、地整			○					○		○		
8-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	環境、産観、地整、吉田、大滝、荒川								○	○			
8-5	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	総務、地整								○				

※関係部局の略称は次のとおり

市室：市長室

総務：総務部

財務：財務部

環境：環境部

市民：市民部

福祉：福祉部

保医：保健医療部

産観：産業観光部

地整：地域整備部

吉田：吉田支所

大滝：大滝支所

荒川：荒川支所

病院：市立病院

会計：会計

教育：教育委員会

議会：議会事務局

【別表 3】 秩父市国土強靱化地域計画事業一覧

事業名	実施期間	箇所（区間）	数量	総事業費	現況	5年後（2025年） の状況	担当課
1 行政機能							
防火水槽設置（室久保・白岩）	R6 年	秩父市吉田阿熊地内	40 m ³ 1 基	6,000 千円	—	100%（1 基）	吉田総合支所 市民福祉課
防火水槽設置（明ヶ平・小川）	R6 年	秩父市上吉田地内	40 m ³ 1 基	6,000 千円	—	100%（1 基）	吉田総合支所 市民福祉課
防火水槽設置（漆木・中郷）	R6 年	秩父市吉田石間地内	40 m ³ 1 基	6,000 千円	—	100%（1 基）	吉田総合支所 市民福祉課
防火水槽設置（沢戸・半納・太田部）	R6 年	秩父市吉田石間地内	40 m ³ 1 基	6,000 千円	—	100%（1 基）	吉田総合支所 市民福祉課
2 住宅・都市							
宅地耐震化推進事業	R3 年～R4 年	市内全域	54 箇所	13,000 千円	0%(R2 年度)	100%	建築住宅課
3 保健医療・福祉							
保健センター整備事業	R3 年～R7 年	保健センター	1 か所				保健センター
7 交通・道路							
無電柱化推進事業	R3 年～R13 年	幹線 51 号線他 1 路線	1,640m	906,000 千円	360m(R3 年度)	1,140m	道づくり課 道路維持課
市道吉田幹線 1 1 3 号線改良事業	R3 年～R4 年	秩父市吉田阿熊地内	L=80m W=5.0m	10,000 千円	改良率 0%(R2 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
市道吉田幹線 1 0 号線改良事業	R3 年	秩父市上吉田地内	L=80m W=5.0m	10,000 千円	改良率 0%(R2 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
市道上吉田 1 2 4 号線改良事業	R4 年	秩父市上吉田地内	L=35m W=5.0m	12,000 千円	改良率 0%(R2 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道白岩線改良事業	R2 年～R6 年	秩父市吉田阿熊地内	L=1031m W=3.0m	30,000 千円	改良率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道白岩線舗装事業	R5 年～R6 年	秩父市吉田阿熊地内	L=300m W=3.0m	12,000 千円	舗装率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道矢丸沢線改良事業	R2 年～R4 年	秩父市上吉田地内	L=100m W=4.0m	15,000 千円	改良率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道女形線改良事業	R5 年～R6 年	秩父市上吉田地内	L=200m W=4.0m	10,000 千円	改良率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課

森林管理道権現堀線舗装事業	R4 年～R5 年	秩父市上吉田地内	L=240m W=3.0m	12,000 千円	舗装率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道漆木白岩線改良事業	R5 年～R6 年	秩父市吉田石間地内	L=100m W=3.0m	10,000 千円	改良率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道石神沢線改良事業	R2 年～R4 年	秩父市吉田石間地内	L=800m W=3.5m	30,000 千円	改良率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道石神沢線舗装事業	R4 年～R6 年	秩父市吉田石間地内	L=1,200m W=3.5m	30,000 千円	舗装率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道太田部線改良事業	R3 年～R6 年	秩父市吉田太田部地内	L=120m W=4.0m	19,000 千円	改良率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
森林管理道入山線舗装事業	R6 年度	秩父市吉田太田部地内	L=164m W=4.0m	7,000 千円	舗装率 0%(R1 年度)	100%	吉田総合支所 地域振興課
市道高篠 3・7 号線改良事業	R4 年～R9 年	秩父市山田地内	L=750m W=6.0m	400,000 千円	改良率 0%(R5 年度)	350m	道づくり課
8 農業・林業							
R3 年度芦ヶ久保市有林搬出間伐等業務委託	R3 年～R4 年	横瀬町芦ヶ久保地内	4ha	9,295 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
樹皮ガード設置工事	R3 年～R4 年	大滝栃本字池ノ平地内外	2,200 本	3,740 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
芦ヶ久保作業道作設工事	R3 年～R4 年	横瀬町芦ヶ久保地内	1 箇所	1,300 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
栃本作業道作設工事	R3 年～R4 年	大滝栃本地内	180m	1,300 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
防災重点農業用ため池改修事業	R4 年～R11 年	秩父市内	9 か所	450,000 千円	0%(R2 年度)	約 50%	農政課
10 国土保全・土地利用							
坂本山村生活安全対策事業	R2 年～R4 年	定峰字坂本地内	0.1ha	9,081.9 千円	70%(R2 年度)	100%	森づくり課
東上平山村生活安全対策事業	R2 年～R4 年	定峰字東上平地内	0.1ha	4,299.3 千円	10%(R2 年度)	100%	森づくり課
品沢山村生活安全対策事業	R2 年～R4 年	品沢字中島地内	0.1ha	2,854 千円	10%(R2 年度)	100%	森づくり課
浦山山村生活安全対策事業	R2 年～R4 年	浦山字木杣神地内	0.1ha	1,964 千円	10%(R2 年度)	100%	森づくり課
別所山村生活安全対策事業	R2 年～R4 年	別所字花ノ木地内	0.1ha	5,759 千円	30%(R2 年度)	100%	森づくり課
荒川上田野山村生活安全対策事業	R2 年～R4 年	荒川上田野字漆平地内	0.1ha	3,976 千円	10%(R2 年度)	100%	森づくり課
下吉田字新志山村生活安全対策事業	R3 年～R4 年	下吉田字新志地内	0.1ha	6,000 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
山田字トヤバ山村生活安全対策事業	R3 年～R4 年	山田字トヤバ地内	0.1ha	6,000 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
大滝字神岡山村生活安全対策事業	R3 年～R4 年	大滝字神岡地内	0.1ha	5,000 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課

蒔田字以玄山山村生活安全対策事業	R3 年～R4 年	蒔田字以玄山地内	0.1ha	5,000 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
吉田阿熊字白岩山村生活安全対策事業	R3 年～R4 年	吉田阿熊字白岩地内	0.1ha	4,000 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
寺尾字乙小鹿坂山村生活安全対策事業	R3 年～R4 年	寺尾字乙小鹿坂地内	0.1ha	1,030 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
大野原下小川山林災害復旧測量設計業務委託	R3 年～R4 年	大野原字下小川地内	0.1ha	17,315 千円	0%(R2 年度)	100%	森づくり課
荒川上田野字南山周辺水路整備設計業務委託	R3 年～R4 年	荒川上田野字南山地内		1,100 千円	0%(R2 年度)	100%	荒川総合支所 地域振興課
荒川上田野字南山周辺水路整備工事	R3 年～R4 年	荒川上田野字南山地内		9,350 千円	0%(R2 年度)	100%	荒川総合支所 地域振興課
11 ライフライン							
下水道ストックマネジメント計画事業（社会資本総合整備交付金）	R2 年～R6 年	公共下水道処理区域内	管渠点検 76.1 km 改築資産 41 点	1,446,000 千円	約 3%(R2 年度)	約 100%	下水道課
農業集落排水施設機能強化事業（農山漁村地域整備交付金）	R3 年～R12 年	農業集落排水処理区域内	6 処理区	395,772 千円	0%(R2 年度)	約 40%	下水道課
公共浄化槽等整備推進事業（循環型社会形成推進交付金）	R2 年～R6 年	浄化槽処理促進区域内	620 基	709,227 千円	約 11%(R2 年度)	約 100%	下水道課
12 教育							
影森中学校校舎大規模改修事業	R3 年～R4 年	影森中学校	1 か所	443,040 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
荒川西小学校校舎大規模改修事業	R3 年	荒川西小学校	1 か所	313,300 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
高篠中学校校舎大規模改修事業	R4 年	高篠中学校	1 か所	396,110 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
大田中学校校舎大規模改修事業	R5 年	大田中学校	1 か所	199,160 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
久那小学校校舎大規模改修事業	R5 年	久那小学校	1 か所	246,480 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
南小学校校舎大規模改修事業	R6 年	南小学校	1 か所	527,800 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
尾田蒔中学校体育館大規模改修事業	R6 年	尾田蒔中学校	1 か所	71,400 千円	0%(R2 年度)	100%	教育総務課
原谷小学校校舎大規模改修事業	R7 年	原谷小学校	1 か所	805,090 千円	0%(R2 年度)	0%	教育総務課
秩父第一小学校校舎大規模改修事業	R8 年	秩父第一小学校	1 か所	117,960 千円	0%(R2 年度)	0%	教育総務課
花の木小学校校舎大規模改修事業	R8 年	花の木小学校	1 か所	209,700 千円	0%(R2 年度)	0%	教育総務課
14 老朽化対策							
舗装修繕事業	R3 年～R10 年	秩父市内	15 路線	410,000 千円	0m(R3 年度)	6,200m	道路維持課

橋りょう修繕事業	H24年～R11年	秩父市内	61 橋	1,370,000 千円	18 橋(R3 年度)	50 橋	道路維持課
----------	-----------	------	------	--------------	-------------	------	-------